

第1部 年金制度への加入と保険料.....1

第1章 年金制度への加入.....2

①国民年金の被保険者は3種類...3 ②被保険者資格の取得・喪失...6 ③被保険者の加入手続...6 ④厚生年金保険への加入...8 ⑤厚生年金保険の被保険者...8

Q&A 年金制度への加入.....13

1. 第1号被保険者 2. 第2号被保険者 3. 第3号被保険者 4. 外国人の加入 5. 海外居住の場合 6. 手続 7. 加入期間の計算 8. 共済組合加入者の厚生年金加入 9. 厚生年金保険の同月得喪 10. 共済期間の加入月数 11. 第3号不整合期間① 12. 第3号不整合期間②

第2章 保険料納付と免除.....18

①基礎年金の費用...19 ②国民年金の保険料...19 ③国民年金保険料の免除...22 ④国民年金保険料の追納...28 ⑤厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額...29 ⑥育児休業等期間中の保険料・標準報酬月額...32 ⑦産前産後休業期間中の保険料・標準報酬月額...33

Q&A 保険料納付と免除.....36

1. 国民年金保険料の額と納付期限 2. 口座振替 3. 法定免除 4. 申請免除 5. 免除期間の追納 6. 加入記録の重複等 7. 養育期間特例 8. 第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除

第3章 受給資格期間.....40

①保険料納付済期間...41 ②保険料免除期間...41 ③合算対象期間...42 ④受給資格期間の短縮措置...43 ⑤坑内員と船員の特例...44 ⑥沖縄の特例...46 ⑦その他の特例...47 ⑧『ねんきん定期便』による加入記録の確認...47 ⑨『ねんきんネット』による加入記録の確認...49

Q&A 受給資格期間.....50

1. カラ期間（合算対象期間）とは何か 2. 本人のカラ期間 3. 配偶者のカラ期間 4. カラ期間の重要性 5. 外国人のカラ期間 6. カラ期間と保険料納付要件 7. 全額免除以外の免除期間の受給資格期間 8. 被用者年金加入者の受給要件 9. 受給資格期間の短縮① 10. 受給資格期間の短縮② 11. 受給資格期間の短縮③ 12. 受給資格期間の短縮④ 13. 受給資格期間の短縮⑤ 14. 老齢年金の遡及請求 15. 任意加入未納期間の受給権発生日 16. 『ねんきん定期便』の見方 17. 被用者年金一元化後の受給資格 18. 脱退手当金のカラ期間 19. 受給資格期間短縮による受給権発生の時期

第4章 加入期間不足の場合.....60

①任意加入により資格期間を満たす...60 ②保険料納付済期間および保険料免除期間がない場合の振替加算...61 ③厚生年金の脱退手当金...62 ④外国人の脱退一時金...63

Q&A 加入期間不足の場合.....67

1. 国民年金の特例任意加入 2. 厚生年金保険の脱退手当金 3. 脱退一時金 4. カラ期間のみの場合

第2部 老齢年金の基本的な受け方.....71

第1章 年金額の計算.....72

①老齢基礎年金の計算方法...72 ②60歳前半の特別支給の老齢厚生年金の計算方法...74 ③65歳から受ける老齢厚生年金の計算方法...76 ④年金額改定のしくみと令和3年度の年金額...78

Q&A 年金額の計算.....80

1. 自営業で国民年金のみ加入 2. 国民年金第2号被保険者期間と経過的加算 3. 老齢基礎年金額の計算 4. 退職後自営業の独身者

第2章 支給開始年齢.....83

①障害者の特例...84 ②長期加入者の特例...85 ③坑内員・船員の特例...85 ④特定地方公務員の特例...86

Q&A 支給開始年齢.....87

1. 障害者の特例 2. 長期加入者の特例 3. 障害者特例の受給権発生 4. 障害者特例の年金額の計算 5. 厚生年金と共済組合に加入した女性の支給開始年齢

第3章 加給年金額と振替加算.....91

①加給年金額...91 ②振替加算...93 ③生年月日等と加給年金額・振替加算の関係...95

Q&A 加給年金額と振替加算.....96

1. 受給要件 2. 厚生年金と共済組合に加入の場合 3. 生年月日と振替加算対象者 4. 加給年金額の金額 5. 加給年金額と在職老齢年金 6. 離婚と加給年金額・振替加算 7. 配偶者加給年金額の支給停止 8. 加給年金額の加算開始時期 9. 受給資格と加給年金額 10. 65歳より後に老齢基礎年金の受給権者となった妻の振替加算 11. 妻の働き方と配偶者加給年金額・振替加算 12. 被用者年金一元化後の加給年金額の加算① 13. 被用者年金一元化後の加給年金額の加算② 14. 被用者年金一元化後の加給年金額の支給停止① 15. 被用者年金一元化後の加給年金額の支給停止② 16. 夫婦ともに厚生年金の加入が20年以上の場合の加給年金額

第4章 共済組合の年金.....105

①旧職域加算と年金払い退職給付...105 ②在職した場合...107 ③過去に受けた退職一時金等の返還...109

Q&A 共済組合の年金.....111

1. 共済組合と厚生年金の違い 2. 支給開始年齢 3. 同一共済組合の場合の在職老齢年金 4. 共済組合と在職老齢年金 5. 共済組合加入期間の請求先等

■生年月日による経過措置一覧ー令和3年度.....115

第3部 老齢年金のさまざまな受給方法.....117

第1章 受給の繰上げ.....118

①繰上げの対象者としくみ...118 ②繰上げ請求の注意点...121 ③繰上げ受給率の早見表（昭和16年4月2日以後生まれの人）...122

Q&A 受給の繰上げ.....124

1. 減額率の適用月 2. 老齢基礎年金の繰上げと遺族年金 3. 特例支給開始年齢者の繰上げ受給① 4. 特例支給開始年齢者の繰上げ受給② 5. 特例支給開始年齢者の繰上げの計算 6. 特例支給開始年齢者の障害者特例の繰上げの計算 7. 65歳受給開始者の繰上げ受給 8. 65歳受給開始者の繰上げの計算

第2章 受給の繰下げ.....130

①繰下げの対象者としくみ...130 ②老齢基礎年金の繰下げ...131 ③老齢厚生年金の繰下げ...132 ④繰下げ増額率の早見表...134

Q&A 受給の繰下げ.....137

1. 振替加算と繰下げ 2. 他の年金の受給権と繰下げ① 3. 他の年金の受給権と繰下げ② 4. 繰下げ待機中の本人が死亡 5. 繰下げ待機中に夫が死亡 6. 繰下げ受給の計算 7. 遺族厚生年金未請求者の繰下げ請求 8. 受給資格期間（10年）を満たした人の繰下げ額の計算 9. 繰下げ受給の適用日 10. 振替加算対象者の老齢基礎年金の繰下げ請求

第3章 在職老齢年金・雇用保険との調整.....144

①60歳前半の在職老齢年金...144 ②雇用保険法の基本手当（失業給付）との調整...148 ③雇用保険法の高年齢雇用継続給付との調整...151 ④65歳以降の在職老齢年金...153 ⑤老齢厚生年金受給者が共済組合等に参加した場合の在職老齢年金...155 ⑥退職時等の年金額の改定...156

Q&A 在職老齢年金・雇用保険との調整.....159

1. 総報酬月額相当額 2. 給料と支給停止額 3. 厚生年金基金加入者の在職老齢年金 4. 繰上げ受給と在職老齢年金 5. 70歳以降の在職老齢年金 6. 雇用保険との調整 7. 退職時改定等 8. 失業認定が遅れた場合の雇用保険と年金の調整 9. 年金額の改定 10. 65歳前の退職時改定と雇用保険 11. 長期加入特例の年金と雇用保険の併給調整

第4章 離婚時および第3号の厚生年金の分割.....166

①離婚時の年金分割...167 ②第3号被保険者期間における厚生年金の分割...172

Q&A 離婚時および第3号の厚生年金の分割.....174

1. 離婚分割について 2. 離婚分割と第3号分割 3. 夫に厚生年金基金加入員期間がある場合 4. 離婚分割後、年金受給前に元配偶者が死亡 5. 配偶者が年金受給中の離婚分割 6. 厚生年金と共済組合等の加入期間がある場合の離婚分割 7. 請求期限を過ぎた場合

第5章 年金生活者支援給付金.....178

①老齢年金生活者支援給付金・補足的な老齢年金生活者支援給付金...178 ②障害年金生活者支

援給付金・遺族年金生活者支援給付金...181

Q&A 年金生活者支援給付金.....182

1. 受け取り回数 2. 年金額の通知 3. 給付金の振り込み 4. 夫婦での受け取り 5. 支給の対象月 6. 1人での手続が困難な場合 7. 満額の老齢基礎年金を受給している場合

第6章 社会保障協定.....185

①二重加入の防止...185 ②年金加入期間の通算...185 ③これまでに署名・発効された社会保障協定...186 ④アメリカの年金を受ける場合...187

Q&A 社会保障協定.....189

1. アメリカの年金の請求 2. アメリカの家族年金の請求 3. 社会保障協定と外国人の脱退一時金 4. 長期派遣予定者が短期間で帰国した場合 5. 複数の外国との年金通算 6. 年金加入期間の通算

第7章 企業年金・国民年金基金等.....192

①確定給付企業年金...192 ②企業型確定拠出年金...193 ③厚生年金基金...194 ④企業年金のポータビリティ...195 ⑤国民年金基金...197 ⑥個人型確定拠出年金...198

Q&A 企業年金・国民年金基金等.....201

1. いろいろな企業年金 2. 企業年金の略称 3. 個人型確定拠出年金 4. 基金の解散や加入者の退職 5. 企業年金の税制 6. 国民年金基金の掛金と給付 7. 国民年金基金加入プラン 8. 国民年金基金の加入者が老齢基礎年金を繰り上げた場合

第4部 障害年金.....207

第1章 受給要件.....208

①障害基礎年金・障害厚生年金の受給要件...208 ②20歳前障害による障害基礎年金...210

Q&A 受給要件.....213

1. 初診日と納付要件 2. 60～65歳の間に初診日がある障害基礎年金 3. 60歳以降に初診日がある場合の保険料納付要件 4. 障害基礎年金と過年度保険料納付 5. 傷病間の相当因果関係について 6. 糖尿病から慢性腎不全による人工透析を開始したとき 7. 交通事故で植物状態になった場合の障害認定日 8. 20歳前障害の受給

第2章 年金額とその改定.....219

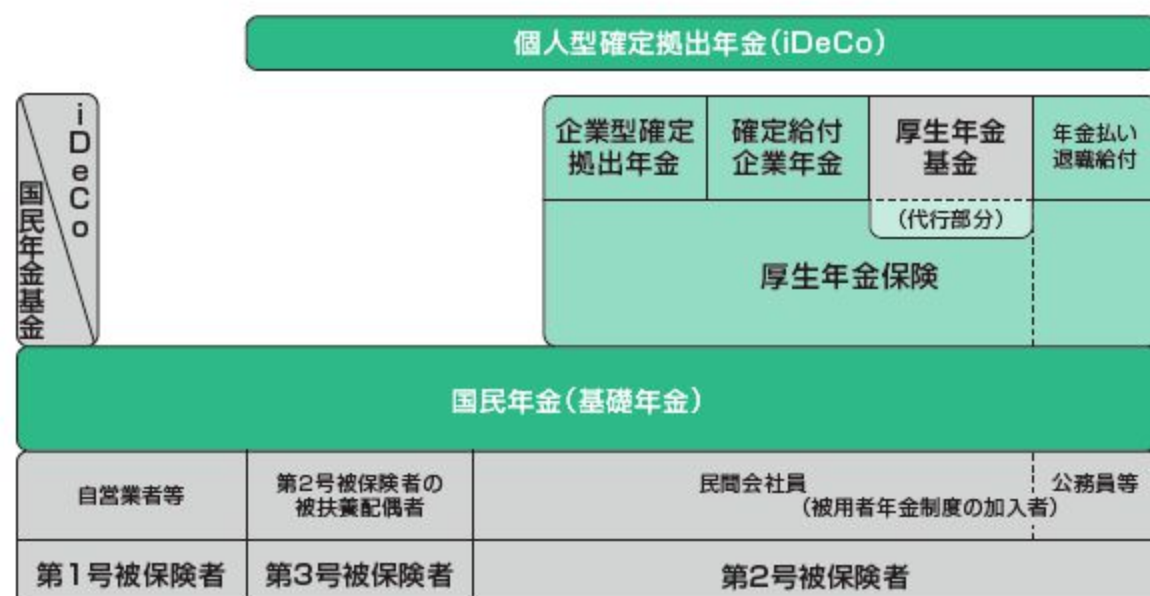
①障害基礎年金の額...219 ②障害厚生年金の額...221 ③障害手当金...231 ④障害等級表...233 ⑤障害の状態が変わったとき...235 ⑥障害共済年金と一元化による見直し...242 ⑦特別障害給付金制度...242

Q&A 年金額とその改定.....245

1. 両眼失明の場合の障害年金の額 2. 20歳前障害について 3. 障害基礎年金の子の加算額と障害厚生年金の配偶者加給年金額 4. 事後重症について 5. 人工透析を開始したときの障害等級 6. 障害認定日の特例による疾病の障害等級 7. 障害者特例を請求し忘れていた場合 8. 障害厚生年金受給者に未統合記録が見つかった場合 9. 2つの障害 10. 20歳前

第1章 年金制度への加入

国民年金では、20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある人はすべて被保険者になることになっています。また、厚生年金保険・共済組合などの被用者年金制度に加入する人は、同時に国民年金にも加入します。ただし、65歳以上の人で老齢または退職を支給事由とする年金の受給権をもっている人は国民年金の被保険者となりません。



※被用者年金制度

被用者年金制度とは、①厚生年金保険、②国家公務員共済組合、③地方公務員共済組合、④私立学校教職員共済、の4つの制度をいいます（国年法5条①）。なお、船員保険については昭和61年4月1日から、職務外年金部門は厚生年金保険に統合されています。

平成9年4月からは、旧公共企業体の3共済組合（日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合、日本鉄道共済組合）の長期給付事業が、厚生年金保険に統合されました。

平成14年4月からは、旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合されました。

さらに、「被用者年金一元化法」（被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律：平成24年法律63）の施行により、平成27年10月から国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済の3共済年金が厚生年金に統合され、被用者年金制度は一元化されました。ただし、3共済組合等の加入者の年金記録の管理や保険料の徴収、年金給付などは、引き続き従来の共済組合等が行っています。（⇒第2部第4章）

企業年金・国民年金基金等については第3部第7章を参照。

① 国民年金の被保険者は3種類

国民年金の被保険者は、次の3種類に区分されています。（国年法7条①）

●第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、次の第2号被保険者および第3号被保険者に該当しない農業、自営業者などが第1号被保険者になります。

なお、(1)国会議員・地方議会議員およびその配偶者、(2)被用者年金制度の障害年金受給権者およびその配偶者、(3)被用者年金制度の遺族年金受給権者、も強制加入の第1号被保険者になります（これらの人でも被用者年金制度に加入している人は第2号被保険者になります）。

ただし、被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者等は、強制加入の範囲から除かれます（適用除外）。

●第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員および私学共済の加入者が第2号被保険者となります（65歳以上の方は、老齢・退職年金の受給権がない場合のみ）。国民年金の保険料は、それぞれの被用者年金制度から国民年金制度に対して、拠出金として拠出されるので、個別に納める必要はありません。

●第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人が第3号被保険者になります。

なお、第2号被保険者の配偶者でも、被扶養配偶者でない場合、たとえば、配偶者自身が自営業を営んでいて相当の収入がある場合は、第1号被保険者となります。被扶養配偶者であるかどうかの認定基準は、健康保険と同様で、年間収入が130万円（60歳以上と障害者は180万円）以上の場合は、第1号被保険者になります。

また、健康保険法の改正（医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律：令和元年法律9）により、令和2年4月1日から国民年金第3号被保険者を含む被扶養者の認定にあたっては、これまでの生計維持の要件に加え日本国内に住所を有する（住民票がある）ことが要件として追加されました（国内居住要件）。ただし、外国に赴任する第2号被保険者に同行するケースなど、日本国内に生活の基礎があると認められる場合は特例が認められています。

国民年金の保険料は、配偶者が加入している被用者年金制度から、国民年金制度に対して拠出金として拠出されるので、個別に納める必要はありません。

●国民年金の任意加入被保険者

国民年金の適用から除外されている人のうち、次に該当する人は、本人の希望によって国民年金に任意加入（第1号被保険者）することができます。（国年法附5条）

- ①日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人であって、老齢（退職）年金受給権者であるために適用除外の扱いを受けている人
- ②日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
- ③日本国籍があつて外国に居住している20歳以上65歳未満の人

ただし、老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は、任意加入できません。

任意加入被保険者の資格は、市区町村の窓口で厚生労働大臣に申し出た日に取得し、厚生労働大臣に申し出ればいつでも資格を喪失できます。ただし、保険料納付済月数等が480月（40年）に達した時点で、任意加入被保険者の資格は強制的に喪失します。

また、強制加入から任意加入へ、任意加入から強制加入へ変わったときには、そのつど市区町村の窓口へ届け出る必要があります。

なお、すでに外国に居住しているため加入手続きができない人は、日本国内の親族に依頼し、日本国内での最後の住所地を管轄する年金事務所で加入の手続きを行うことになります。

※外国居住者で親族などの協力者が日本国内にいない場合、また本人が日本国内に住所を有したことがない場合などは、東京都の千代田年金事務所（電話03-3265-4381）が窓口になります。平成19年6月以前に日本国民年金協会を通じて加入手続等を行った人の窓口も、千代田年金事務所になります。

※特例任意加入

老齢基礎年金の資格期間を満たしていない昭和40年4月1日以前に生まれた人は、特例的に65歳以降70歳になるまで任意加入できます。（法附平(6)11条、法附平(16)23条）

プラスαの知識

第3号被保険者問題への対応

1. 特例届出で過去の届出もれを救済

国民年金の第3号被保険者または第3号被保険者であった人で、平成17年4月1日以前の第3号被保険者期間のうち、保険料納付済期間に算入されない期間がある場合には、日本年金機構に届出をすれば、その期間は保険料納付済期間に算入されることになります。この届出が受給権発生後に行われた場合は、届出があった日の翌月から、年金額が改定されます。ただし、この特例届出が行われても、その期間中に発生した障害事故については、障害基礎年金が発生することにはなりません。この届出については、期限は設けられていません。（法附平(16)21条）

他方、平成17年4月以後の期間についても、何らかの事情で届出に遅滞があった場合、その届出を遅滞したことについてやむを得ない事由があるときは、日本年金機構に届出をすれば、保険料納付済期間に算入されます。（国年法附7条の3）

届出は、年金事務所の国民年金課で行うと、配偶者の記録確認などがスムーズに行われます。

2. 第3号被保険者の未届け期間が年金受給に結びつく場合も

たとえば、第3号被保険者であった人が、一時期厚生年金に加入していて、その後再び第3号被保険者に戻った場合、改めて第3号被保険者の届出をしていないと、従来は未届け期間として取り扱われ、年金には結びつきませんでした。それが、「年金確保支援法」（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律：平成23年法律93）の公布により、平成23年8月10日から、第3

号被保険者に重複する第3号被保険者期間以外の期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合などに、それに引き続く未届けの第3号被保険者期間も保険料納付済期間として取り扱われるようになりました。

これにより、従来受け取れなかった老齢基礎年金や障害基礎年金などを受給できる場合もあります。

3. 第3号不整合記録がある場合は「特定期間該当届」を提出

第3号被保険者が次に該当した場合は、市区町村に第1号被保険者への種別変更届を行い、国民年金保険料を納める必要があります。

- ①第2号被保険者である配偶者が退職して第3号被保険者でなくなった
- ②第2号被保険者である配偶者が65歳に達した
- ③第3号被保険者本人が収入増などによって第2号被保険者の扶養から外れた

しかし、届出がないため年金記録上は第3号被保険者のままで、保険料も納付されない状態になっていることを「第3号不整合記録」と呼んでいます。

これに該当する人は、まず種別変更届を提出する必要があります。そのうえで国民年金法が改正され、昭和61年4月から平成25年6月までの第3号被保険者期間のうち、年金記録が第1号被保険者に訂正された時点ですでに2年が経過し、時効によって国民年金保険料を納付することができない期間（＝時効消滅不整合期間）がある人は、平成25年7月より、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を年金事務所に提出することで、時効消滅不整合期間が「特定期間」として承認されることになりました。特定期間は合算対象期間（⇒42頁）とみなされます。

そして、60歳以上の人は50歳以上60歳未満の第3号不整合期間、60歳未満の人は承認を受けたときから10年以内の第3号不整合期間について、平成30年3月31日までは特例追納をすることで年金に結びつけることができました。

4. 「特定受給者」と老齢基礎年金の額

平成25年7月1日以後に時効消滅不整合期間を有することになった人で、同日において時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として老齢給付を受けている人を「特定受給者」といいます。

特定受給者に対しては、平成30年3月分までは訂正前の年金が支払われます（平成23年6月以前の訂正期間は保険料未納期間となりますが、これを保険料納付済期間として計算します）。平成30年4月分以後は、訂正後の記録に基づいた年金額が支払われます。訂正期間を保険料未納期間として計算するため、年金額は減額されます。ただし、付加年金および振替加算を除いた部分について、訂正後の年金額が訂正前の年金額の90%を下回った場合は、訂正前の年金額の90%が支払われます。

② 被保険者資格の取得・喪失

国民年金の被保険者の資格は、次のいずれかに該当するようになった日に取得します。(国年法8条)

- ①20歳に達したとき(20歳の誕生日の前日)
 - ②20歳以上60歳未満の人が、日本国内に住所を有するようになったとき
 - ③被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けているため適用除外の扱いを受けていた人が、そうでなくなったとき
 - ④20歳未満の人または60歳以上の人が、厚生年金保険の被保険者になったとき(ただし、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金の受給権をもっている人は国民年金の被保険者とはなりません)
 - ⑤20歳以上60歳未満であるが、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けているため適用除外の扱いを受けている人が、厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者になったとき
- なお、平成3年3月31日現在学生であったために適用除外の扱いを受けていた人も、平成3年4月1日から第1号被保険者に該当することとなるので、同日に資格を取得します。

国民年金の被保険者の資格は、次のいずれかに該当する日の翌日(③～⑤については当日)に喪失します。(国年法9条)

- ①死亡したとき
- ②日本国内に住所を有しなくなったとき(ただし、第2号・第3号被保険者は引き続き国民年金の被保険者となります)
- ③60歳に達したとき(ただし、第2号被保険者は引き続き国民年金の被保険者となります)
- ④老齢(退職)年金を受けられるために適用除外に該当することとなったとき(ただし、第2号・第3号被保険者は引き続き国民年金の被保険者となります)
- ⑤厚生年金保険の被保険者が、その資格を喪失したとき(ただし、第1号・第2号・第3号被保険者に該当するときは、引き続き国民年金の被保険者となります)
- ⑥被扶養配偶者でなくなったとき(ただし、第1号・第2号被保険者に該当するときは、引き続き国民年金の被保険者となります)

③ 被保険者の加入手続

年金への加入手続は、被保険者の種別によって異なります。

第1号被保険者は、20歳に達したときなど前記の条件に該当したときから14日以内に「国民年金被保険者関係届書(申出書)」を市区町村に提出します。(国年法12条①)

なお、学生の資格取得届の提出先は、実際に住んでいる場所が住民票に記載されている住所地と異なる場合でも、住民票に記載されている住所地の市区町村となっています。この場合、本人が直接届出を行うほかに、郵送による届出および親など(学生を主として扶養する親また

は親に準ずる人)の代理人による届出も可能です。

※日本年金機構では令和元年10月から第1号被保険者の資格取得の事務処理を見直し、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)からの情報に基づき、第1号被保険者となることが把握できた人に対しては、職権で資格取得の事務を行っています。これにより、日本年金機構が把握した20歳到達者は、全員が誕生月に資格取得処理を行っており、資格取得処理日の翌週に保険料納付書とともに、「国民年金加入のお知らせ」や「国民年金の加入と保険料のご案内」を送付しています。

第2号被保険者は、加入する被用者年金制度で第2号被保険者としての手続が自動的に行われることになっているので、被保険者は別に資格取得の手続をする必要はありません。(国年法附7条の4)

第3号被保険者になったときは、「国民年金第3号被保険者関係届」に被扶養者であることおよび配偶者の年金の基礎年金番号などの確認を受けて、14日以内に提出して第3号被保険者としての確認を受けなければなりません(国年法12条⑤)。なお、地方分権推進整備法により、平成14年4月から、第3号被保険者に関する各種届出(資格得喪、氏名変更、住所変更等の届出)は、配偶者の勤務先の事業主等経由で提出することになっています。(国年法12条⑤～⑨)

※第2号被保険者や第3号被保険者が第1号被保険者になった場合は、本人が市区町村に第1号被保険者の届書を提出しなければなりません。

※令和4年4月から、新たに国民年金の第1号～第3号被保険者となった人に交付している国民年金手帳が廃止され、基礎年金番号通知書の送付に切り替えられます。

⇒巻末「令和2年 年金制度改正のポイント」

●第3号被保険者でなくなったときは届出が必要に

第3号不整合記録問題(⇒5頁)に関連し、平成26年12月から第3号被保険者が次の①または②に該当した場合は、事業主を経由して第3号被保険者に非該当となった旨の届(届書は「国民年金第3号被保険者関係届」)を提出することになっています。届出の提出は、第3号被保険者の配偶者である従業員でも第3号被保険者本人でもかまいません。また、第3号被保険者であった人は、「被扶養配偶者非該当届」とは別に、住所地の市区町村も窓口で、第3号被保険者から第1号被保険者に変更する手続が必要です。

①本人の収入が基準額(年収130万円)

■国民年金第3号被保険者関係届

プラスαの知識

年金における計算のコツ

●レベル1：年金加入期間の計算

①期間計算は、平成や令和を昭和に置き換えると計算が簡単になります。平成「年」に「63」をプラスすると、昭和「年」になります。令和「年」に「93」をプラスすると、昭和「年」になります。

平成元年→「1+63」=昭和64年、平成30年→「30+63」=昭和93年、令和3年→「3+93」=昭和96年

②令和を西暦に直すには、令和「年」に「2018」をプラス、平成を西暦に直すには、平成「年」に「1988」をプラス、昭和を西暦に直すには、昭和「年」に「1925」をプラス、大正を西暦に直すには、大正「年」に「1911」をプラスします。

令和3年→「3+2018」=2021年、平成30年→「30+1988」=2018年、昭和48年→「48+1925」=1973年、大正13年→「13+1911」=1924年

③年数から月数を出すときは、5年単位の「20年は240月、25年は300月、30年は360月、35年は420月、40年は480月」、そして「1年は12月、2年は24月」の記憶も役に立ちます。

●レベル2：令和3年での年齢の簡単計算

①平成生まれの人は、「33」から「平成の生まれ年」を引きます。

平成13年生まれの人→「33-13」=20歳

②昭和生まれの人は、「96」から「昭和の生まれ年」を引きます。

昭和36年生まれの人→「96-36」=60歳

③大正生まれの人は、「110」から「大正の生まれ年」を引きます。

大正13年生まれの人→「110-13」=97歳

●レベル3：「60歳・65歳」になる平成「年」、令和「年」の簡単計算

①60歳は、昭和「年」から「3」を引くと、平成「年」です。

昭和33年生まれの人→「33-3」=平成30年

60歳は、昭和「年」から「33」を引くと、令和「年」です。

昭和36年生まれの人→「36-33」=令和3年

②65歳は、昭和「年」に「2」をプラスすると、平成「年」です。

昭和28年生まれの人→「28+2」=平成30年

65歳は、昭和「年」から「28」を引くと、令和「年」です。

昭和35年生まれの人→「35-28」=令和7年

●レベル4：「平成」と「令和」の関係

①令和〇年+30=平成〇年→「令和3年+30」=平成33年

②平成〇年-30=令和〇年→「平成33年-30」=令和3年

Q&A 年金制度への加入

Q1 第1号被保険者

60歳になる前に遺族年金や障害年金、あるいは老齢厚生年金や退職共済年金を受けられるようになったとき、その後、60歳になるまで国民年金への加入はどうなりますか。

Q2 第2号被保険者

国民年金第3号被保険者になれるのは、第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人です。この場合、第2号被保険者が厚生年金保険に加入したまま65歳になると、第3号被保険者はどうなりますか。

Q3 第3号被保険者

外国人の妻は第3号被保険者になれるですか。

Q4 外国人の加入

外国人も日本の年金制度に加入しなくてはならないのですか。

Q5 海外居住の場合

これまで20年間国民年金に加入してきた40歳の日本人が、海外移住する場合の年金と手続について教えてください。

Q6 手続

被扶養配偶者のいる60歳未満の会社員が退職したときの手続はどうなりますか。

Q7 加入期間の計算

年金の加入期間はいつからいつまでで計算しますか。

Q8 共済組合加入者の厚生年金加入

被用者年金一元化後は、厚生年金保険の被保険者の種別はどうなっていますか。

Q 9 厚生年金保険の同月得喪

昭和50年4月2日生まれの男性です。20歳から国民年金保険料を納付してきました。令和3年4月1日に民間会社に入社し、厚生年金保険に加入しましたが、事情があって同月15日に退職しました。私の令和3年4月の年金加入はどうなりますか。平成27年10月以降の厚生年金保険の同月得喪の制度改正はどのような改正ですか。

Q 10 共済期間の加入月数

被用者年金一元化後は、施行日前の共済組合員等の加入期間も厚生年金被保険者期間とみなされます。昭和60年4月1日に地方公務員共済組合に加入し、昭和61年3月20日に組合員期間を喪失した人の厚生年金加入月数は11ヵ月ですか。

Q 11 第3号不整合期間①

以下のケースで第3号不整合期間はいつからいつまでですか。また、補正をするのに必要な書類は何ですか。

○夫（昭和32年9月12生まれ）

- ・平成26年4月1日～平成27年8月25日：厚生年金
- ・平成27年8月26日～平成28年2月20日：国民年金第1号
- ・平成28年2月21日～平成28年6月30日：厚生年金
- ・平成28年7月1日～平成29年9月11日：国民年金第1号

○妻（昭和36年12月28生まれ）

- ・平成24年6月1日～平成27年8月25日：厚生年金
- ・平成27年8月26日～平成28年2月20日：国民年金第1号
- ・平成28年2月21日～平成28年7月8日：国民年金第3号
- ・平成28年7月9日～：国民年金第1号

Q 12 第3号不整合期間②

以下のケースで第3号不整合期間はいつからいつまでですか。また、補正をするのに必要な書類は何ですか。

○夫（昭和27年9月14生まれ、老齢厚生年金受給中）

- ・平成27年4月1日～：厚生年金在職中

○妻（昭和32年11月29生まれ）

- ・平成27年2月1日～平成29年11月28日：国民年金第3号

A 1 第1号被保険者

老齢・退職年金の受給権者は、強制適用ではなく任意加入となりますが、**遺族・障害年金の受給権者は強制適用**です。遺族年金または障害年金を受給するようになっても、国民年金に必ず加入しなくてはなりません。（国年法7条①-1、国年法附5条①）

A 2 第2号被保険者

国民年金の第2号被保険者とは、**65歳未満の厚生年金保険の被保険者**ならびに65歳以上の厚生年金保険の被保険者で老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権のない人をいいます。そのため、65歳以上の厚生年金保険の被保険者で、老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給権のある人に60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、第3号被保険者から第1号被保険者になる手続が必要です。（国年法7条①-2、国年法附3条）

A 3 第3号被保険者

第3号被保険者には**国籍要件・国内居住要件ともにありません**。このため、第2号被保険者である夫の海外赴任に外国籍の妻が同行した場合なども、妻は第3号被保険者のままとなります。なお、第1号被保険者の場合は、国籍に関係なく国民年金に加入します。しかし、海外に住所がある場合は、日本国籍の人（20歳以上65歳未満）は任意加入することができますが、外国籍の場合は任意加入の制度はありません。（国年法7条①-3、国年法附5条①）

A 4 外国人の加入

日本国内に住所がある人は、国籍に関係なく国民年金に加入します。ただし、社会保障協定が結ばれている国で、適用免除に該当する場合は、年金制度への加入が免除されます。日本の事業所から一時的（原則5年以内）に協定相手国に派遣される場合は、相手国制度への加入が免除され、協定相手国から日本に派遣される場合も同様です。令和3年4月現在、社会保障協定が発効されている国はドイツ・イギリス・韓国・アメリカ・ベルギー・フランス・カナダ・オーストラリア・オランダ・チェコ・スペイン・アイルランド・ブラジル・スイス・ハンガリー・インド・ルクセンブルク・フィリピン、スロバキア、中国です。（国年法7条、日独社会保障協定、日英社会保障協定、日韓社会保障協定、日米社会保障協定、日ベルギー社会保障協定、日仏社会保障協定、日カナダ社会保障協定、日豪社会保障協定、日蘭社会保障協定、日チェコ社会保障協定、日スペイン社会保障協定、日アイルランド社会保障協定、日ブラジル社会保障協定、日スイス社会保障協定、日ハンガリー社会保障協定、日インド社会保障協定、日ルクセンブルク社会保障協定、日フィリピン社会保障協定、日スロバキア社会保障協定、日中社会保障協定）（⇒第3部第5章）

A 5 海外居住の場合

老齢基礎年金を受けるためには10年*の加入期間が必要です。ただし、日本人が海外に居住していた20歳以上60歳未満の期間はカラ期間（合算対象期間）に含めることができます。また、海外居住者は国民年金に任意加入することもできます（ただし、社会保障協定により、国民年金への任意加入を条件として相手国の年金制度への加入が免除される場合もあります）。脱退一時金は外国人が対象であるため、日本人は受けることができません。手続は、すでに海外に居住しており、国内に親族などの協力者がいる場合は日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所、協力者がいない場合は東京都の千代田年金事務所で行うことができます。

*「改正年金機能強化法」により、平成29年8月から老齢基礎年金の受給資格期間が「10年」に短縮されました。

A 6 手続

退職した本人が60歳未満であれば、第1号被保険者になる届出を住所地の市区町村の窓口で行ってください。その際、被扶養配偶者が60歳未満であれば、第3号被保険者から第1号被保険者になる届出も同時に行います。第3号被保険者の届出は、配偶者が勤務する会社が行いますが、第1号被保険者への種別変更の手続は、本人が市区町村の窓口で行う必要があります。夫の退職後は、妻は国民年金の保険料を負担します。（国年法12条①⑤）

A 7 加入期間の計算

国民年金・厚生年金保険とも、資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までを加入期間として計算します。資格喪失日の属する月は保険料の徴収をしませんので、加入期間にはなりません。仮に資格取得日が4月1日で資格喪失日が11月24日の場合の加入期間は、7ヵ月と計算します。なお、同一月に資格の取得が2回以上ある場合は、後の取得分を1ヵ月として計算します。また、2回以上にわたり被保険者種別に変更があった場合は、その月は最後の被保険者の種別の月とみなします。（厚年法19条、国年法11条・11条の2）

A 8 共済組合加入者の厚生年金加入

平成27年10月1日の被用者年金一元化後は、従来の厚生年金の被保険者は「第1号厚生年金被保険者」、国家公務員共済組合の組合員は「第2号厚生年金被保険者」、地方公務員共済組合の組合員は「第3号厚生年金被保険者」、私立学校教職員共済の加入者は「第4号厚生年金被保険者」となりました。（改正後厚年法2条の5）

A 9 厚生年金保険の同月得喪

平成27年9月以前の取り扱いでは、退職後、同月中に厚生年金または国民年金の資格を取得した場合でも先の厚生年金の資格はカウントされました。平成27年10月以降は、厚生年金保険の同月得喪の後に厚生年金または国民年金の資格を取得した場合、先の厚生年金の資格はカウントしないことになりました。（厚年法19条）

ご質問のケースで、退職後、別の会社に再就職した場合は、後の厚生年金期間がカウントされ、先の厚生年金期間はカウントされませんので、先の厚生年金の保険料は還付されます。もし、再就職していなければ、4月は国民年金被保険者期間となり、国民年金保険料の納付が必要です。そのほかの同月得喪改正事項には、以下があります。

- ・同一月内にさらに同月得喪となった場合は、最後の厚生年金期間がカウントされます。ただし、健康保険は同月内に資格取得・資格喪失・再取得があっても、すべてカウントされます。
- ・厚生年金保険の同月得喪が20歳前の場合は、当該月は厚生年金期間としてカウントされます。
- ・厚生年金保険の同月得喪が60歳以後の場合も、当該月は厚生年金期間としてカウントされます。

A 10 共済期間の加入月数

3月20日喪失日の場合は、12ヵ月です。昭和61年3月までの共済組合員期間は、加入月から喪失日の前日の属する月までの月数がカウントされていました。また、昭和61年3月31日退職の場合は、4月1日が喪失日になります。喪失日4月1日の前日の属する月である3月までカウントされますので、同様に12ヵ月です。この取り扱いは一元化後も変更されることはありません。昭和61年4月1日以後は共済組合員期間も厚生年金期間と同様の月数計算となり、加入月から退職した日の翌日（資格喪失日）の属する月の前月までの月数がカウントされています。

A 11 第3号不整合期間①

第3号不整合期間は平成28年7月1日～平成28年7月8日までで、日本年金機構職員が記録補正を行います。

A 12 第3号不整合期間②

第3号不整合期間は、夫が厚生年金に加入する前の平成27年2月1日～平成27年3月31日までと、夫が65歳に達した平成29年9月13日～平成29年11月28日までです。

なお、第3号被保険者に関する届出は、平成14年4月から配偶者の勤務先の事業主経由で「国民年金被保険者関係届」を提出します。また、平成26年12月からは本人の収入が基準額（年収130万円）以上になったときや配偶者（第2号被保険者）と離婚したときも、配偶者の勤務先の事業主経由で提出することになっています。